

◆ 表 彰 規 程 ◆

第1条 富山県民体育大会開催規程第11条の規定に基づき、富山県民体育大会の表彰に関し定める。

第2条 第一部・第二部及び第三部に係る表彰は次により行う。

2 第一部

各競技の種目並びに種別の区分ごとに、それぞれ2位まで表彰する。

3 第二部

(1) 一般の部及び中学の部の区分ごとに郡市対抗競技の総合成績第1位の郡市に優勝旗を授与（優勝旗は持ち回りとする。）

(2) 各競技の種目並びに種別（一般男子、一般女子、中学男子、中学女子）の区分ごとにそれぞれ2位まで表彰する。ただし参加が8チーム以上の場合、A及びBの2つのグループに分け、それぞれ2位まで表彰する。

(3) 総合成績の決定方法

一般の部及び中学の部の郡市総合成績は、次の競技得点および参加得点の男女総合計点による。

ア 競技得点

- ・各競技の種別ごとに、参加が8チーム以上の場合、A及びBの2つのグループに分け、それぞれ1位に5点、2位に3点を与えることとし、参加が7チーム以下の場合、1グループとする。
- ・複数チーム出場の市においては、競技得点対象チーム1チームを予め決定し、そのチームの成績を競技得点とする。
- ・1種別に2種目以上実施する競技の種別順位の決定方法は、次の種目得点の合計による。

※ 種目得点

各競技種目ごとに参加が8チーム以上の場合、A及びBの2つのグループに分け、それぞれ1位に3点、2位に1点を与えることとし、参加が7チーム以下の場合、1グループとする。

ただし、陸上競技、水泳競技、ウエイトリフティング競技及びスキー競技の採点は、各競技の実施要項による。

イ 参加得点

競技に参加した郡市に参加得点1点を与える。

4 第三部

各競技の種目並びに種別の区分ごとに、それぞれ3位まで表彰する。

ただし、参加が8チーム（個人）以上の場合A及びBの2つのグループに分け、それぞれ3位まで表彰する。